

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 循環型社会推進課

法令名	使用済自動車の再資源化等に関する法律			法令番号	平成14年法律第87号			
手続名	フロン類回収業者の登録			根拠条項	第53条			
審査基準	使用済自動車の再資源化等に関する法律第56条のとおり							
受付 機関	循環型社会推進 課	処理 機関	循環型社会推進 課	交付 機関	循環型社会推進課	標準処理期間 20日	目次 No.	23
						標準経由期間 日		